

# カスタマー・サポート・サービス約款（買取モデル）

<24時間365日保守サービス>

## 注意事項

- このカスタマー・サポート・サービス約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社データ・アプリケーション（以下「DAL」といいます。）またはDALの代理店もしくは代理店以外の再販業者（以下併せて「代理店等」といいます。）がお客様に対して提供するカスタマー・サポート・サービスの内容および提供上の条件を定めておりますので、ご発注にあたっては必ず予めよくお読みください。
- 本約款における「お客様」とは、DALから直接にまたは代理店等から、原則として自社利用の目的でDAL製品のカスタマー・サポート・サービスをご購入された最終利用顧客を意味します。
- 代理店等が内容を変更することなく本約款をお客様に交付した場合、代理店等がお客様に提供するDAL製品のカスタマー・サポート・サービスの内容は本約款に定める範囲と同一とします。なお、お客様が代理店等との間でDAL製品のカスタマー・サポート・サービスに関して本約款に優先する契約を締結している場合には本約款は適用されず、また当該契約において本約款と実質的に異なる対応（たとえば、サービスの項目や保証内容、責任範囲など）がDALの責任として定められている場合であっても、代理店等に対してはもとより、お客様に対してもDALは当該対応に関する責任は一切負いませんので予めご了承ください。
- お客様が代理店等を通してDAL製品のカスタマー・サポート・サービスを購入し、かつ本約款が適用される場合において、代理店等がお客様のためにDALにカスタマー・サポート・サービスに係る注文書を発行した時をもって、お客様は代理店等から本約款を交付されており、本約款に異議なく承諾されたものとみなします。

この約款は、株式会社データ・アプリケーション（以下「DAL」といいます。）のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます。）に関して提供されるお客様向けカスタマー・サポート・サービス（以下「本サービス」といいます。）の内容についての取り決め事を記載したものです。

## 第1条 目的

- 本サービスは、お客様環境における本ソフトウェアの円滑な運用を支援することを趣旨として、DALまたは代理店等（以下併せて「甲」といいます。）がお客様に有償でご提供するサービスです。
- お客様が年間カスタマー・サポート・サービス料金（以下「サービス料金」といいます。）をお支払いになることを条件に本サービスに係る注文書を発行された時をもってカスタマー・サポート・サービス契約（以下「サポート契約」といいます。）は成立します。
- お客様は、サポート契約の内容を定めたこのカスタマー・サポート・サービス約款（以下「本約款」といいます。）を誠実に遵守するものとします。

## 第2条 本サービスの受付時間帯と本サービスの内容

本サービスは、24時間365日保守サービスです。受付時間帯（A:通常サポート受付時間、B:通常サポート受付時間外に分かれます。）と本サービスの内容を以下のとおりとします。

### 【24時間365日保守サービス】

受付時間帯	(A)通常サポート受付時間（月曜日～金曜日 9:00～17:30（祝祭日、12月30日～1月4日を除く））
サービス内容	①本ソフトウェアの機能、仕様、動作条件等のご質問に対する回答 ②お客様において本ソフトウェアの問題と判断された事象のお問い合わせに対する回答 ③運用に支障をきたすと判断された障害に関する復旧支援、原因調査 ④リビジョンアップの無償提供およびバージョンアップの有償提供 ⑤本ソフトウェアに関する情報提供

受付時間帯	(B)通常サポート受付時間外
サービス内容	運用に支障をきたすと判断された障害に関する復旧支援

## 第3条 本サービスの実施方法

本サービスの実施方法を以下のとおりとします。

- お客様が代理店等にお問合せをされる形態の場合には、代理店等の指定する実施方法に従うものとします。
- お客様がDALに直接お問合せをされる形態の場合

受付時間帯	実施方法	お問合わせ先
(A)通常サポート受付時間	DALのWebサポートシステム	DAL
(B)通常サポート受付時間外	電話（DALより通知する電話番号）	DAL

(3)通常サポート受付時間はお客様が代理店等にお問合せを行い、通常サポート受付時間外はお客様がDALに直接お問合せをされる形態の場合

受付時間帯	実施方法	お問合せ先
(A)通常サポート受付時間	代理店等の指定する実施方法に従うものとします。	代理店等
(B)通常サポート受付時間外	電話（DALより通知する電話番号）	DAL

#### 第4条 本サービスの開始

- 本サービスは、以下の条件が満たされることを前提に、第2項に定める開始日からご利用いただけます。
  - サービス提供の開始前に、サービス料金の支払に同意をいただいていること。
  - サービス提供の開始前に、本サービス提供に必要な所定の事項を甲に通知されていること。
- 初年度の本サービスは、本ソフトウェアの納品日の属する月の翌1日に開始されます。なお、毎年当該日を次年度以降のサポート契約の開始日とします。
- 前各項の他、本サービスに関する詳細ルール（以下「サポート要項」といいます。）は以下のURLに記載されていますので、お客様はお客様の責任においてその内容を適時確認するものとします。

<http://www.dal.co.jp/products/css/youkou.pdf>

#### 第5条 本サービスの終了

カスタマー・サポート・サービスは、以下の条件のいずれかに該当した場合に終了します。

- お客様に本約款に関して重大な違反行為があり、十分な是正期間をもってしても違反状態が改まらない場合。
- お客様が本ソフトウェアに関する使用許諾契約に違反された場合。
- お客様が次年度のサービス開始日までに本サービスが必要でない旨を書面により意思表示された場合。
- 自動継続の場合で、次年度のサービス料金が所定の期日までに振り込まれていない場合。
- DALの都合により本サービスを打ち切る場合。（この場合、サービス停止予定日の1年前までにお客様に通知するものとしますが、サービス期間中の打ち切りはございません。）

#### 第6条 責任

- 本サービスをご提供する上で、お客様による本ソフトウェアの使用を原因として発生した直接的または間接的を問わずいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失またはその他金銭的損失等を含みます。）に関しても甲は責任を負わないものとします。
- 前項のほか、お客様の営業上または技術上の電子情報の消失等についても甲は責任を負わないものとします。お客様は自らの責任により、これらの電子情報等についてバックアップを行うなどして万全の保全策をとるものとします。

#### 第7条 サービス料金

サービス料金は、甲から送付される請求書に従ってお支払いいただくものとします。

#### 第8条 サポート契約の解除

- お客様または甲は、i) 第5条1項(1)または(2)に定める場合、ii) 企業再編等の重大な組織変更や会社解散の事態が発生し、サポート契約に基づく義務の履行が困難なとき、iii) 相手方に破産等の経済的理由があるとき、iv) 相手方が反社会的勢力と関係を有していること等の事情が判明したときには、相手方に書面で通知することによりサポート契約を解除することができます。
- 契約の解除が甲の事由によりなされた場合は、お客様は、残存期間相当分（月割り）の払い込み済みサービス料金の返還を求められますが、契約の解除がお客様の事由によりなされた場合は、払い込み済みサービス料金の返還を請求できません。

#### 第9条 サポート契約の継続

- 本サービスは、お客様から特別の申し入れがない限り、次年度（サービス開始日から1年間を年度として次の年のサービス開始日から1年間を「サービス期間」といいます。）への自動継続扱いとなります。
- 本ソフトウェアの導入時にサポート契約を締結されなかったお客様が後日にサポート契約の締結を希望された場合、またはサポート契約を終了されたり更新手続きを怠られたりしたために本サービスのご提供が中断しているお客様がサービスの再開を希望された場合、サポート契約未締結期間または中断期間についてもサポート契約が継続していたものとして、サポート要項に従いサービス料金を精算していただくことにより、お客様はリビジョンアップ版またはパッチの無償提供およびバージョンアップ時の優待割引をご利用になることができます。

#### 第10条 その他のサポート・サービス

お客様のご指定場所に実際に出向いて調査・修正等を行うオンサイト・サポートは原則行いませんが、DALが他に代替手段がないと判断した場合は、オンサイト・サポート（別途お見積りによる有償サービスとします。）を実施する場合があります。

#### 第11条 再委託

甲は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、甲は自らの責任と負担において当該再委託先に本約款の規定を遵守させるものとします。

#### 第12条 機密保持

- お客様および甲は、本サービスに関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、営業上その他業務上の秘密情報を機密保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
  - 開示の時点で既に公知のもの、または開示後被開示者の責によらずして公知となったもの。

- (2) 開示を行った時点で既に被開示者が保有していたもの。
  - (3) 被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - (4) 開示者からの情報によらずに被開示者が開発したもの。
2. 前項の定めにかかわらず、お客様および甲の保有する個人情報は秘密情報とし、機密保持するものとします。
  3. お客様は、お客様の責任において本条の規定を遵守させることを条件として、本ソフトウェアの使用のために必要な部分の甲の秘密情報（個人情報を除く。）を、お客様の役員、従業員、お客様の業務を受託する第三者またはお客様の指示により本ソフトウェアを利用する第三者に対して開示することができます。

#### 第13条 情報の利用

お客様は、本サービスの提供を受けるに当たり、以下の事項について予め承諾するものとします。

- (1) 甲が本サービスの提供および本ソフトウェアの開発、維持、品質向上等の目的で本サービスで管理する情報を利用すること。
- (2) 甲が本サービスの提供および利用環境の性能向上の目的でお客様のアクセスログを利用すること。
- (3) サポート契約が終了してから30日を経過後、甲がサポート契約に関する情報を保存する義務を負わず、当該情報を消去または削除すること。

#### 第14条 損害賠償

1. お客様および甲は、本サービスに伴い相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、本約款に定める年間サービス料金の額を上限として、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。
2. 本ソフトウェアに起因しない事由によって本ソフトウェアの使用に障害や損害が発生した場合の本サービスの提供に際しては、甲は当該障害の完全復旧の責任および損害賠償責任を免れるものとします。

#### 第15条 準拠法および裁判所

本約款の内容は日本国法に準拠し、サポート契約から生じる訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条 その他

1. 営業日、営業時間、料金およびサポート要項については、DAL都合で変更する場合があります。この場合、甲は変更の1ヶ月前までにお客様に通知するものとしますが、第7条に定めるサービス料金についてはサービス期間中の変更はございません。
2. お客様によるDALのWebサポートシステムのご利用に関して、以下のとおり定めます。

##### (1) 本サービスの中断・停止

DALは、以下の各号のいずれかの事由が存在するときは、本サービスの全部または一部の提供を中断または停止することができるものとします。この場合、あらかじめ実施期日および実施期間をDALが定める方法でお客様に通知します。ただし通知が事実上不可能な場合および緊急等やむを得ないと判断した場合には、DALはお客様に通知を行うことなく本サービスを中断または停止することができるものとします。

- ①DALのWebサポートシステムの保守・工事等の計画停止または緊急停止等やむを得ない事由がある場合。
- ②DALのWebサポートシステムに障害が発生した場合。
- ③DALが利用する電気通信設備の保守上または工事でやむを得ない事由がある場合。
- ④DALが利用する電気通信設備に障害が発生した場合。
- ⑤日本国内外を問わず電気通信事業者が電気通信役務を中断・中止した場合。
- ⑥DALまたは各設備がその合理的管理を超える状況（地震、火災、洪水、戦争、暴動、テロ行為、ストライキ等労働争議、統治行為、不正アクセス、その他不可抗力）に陥った場合。

##### (2) DALの免責

DALは、お客様によるDALのWebサポートシステムのご利用に際し、以下の事項について免責されるものとします。

- ①お客様がDALのWebサポートシステムを通して得る本サービスに関する情報、データについての確実性、有用性等に関する保証責任。
- ②前号①～⑥に起因してお客様に生じる損害、損失、その他の費用の賠償または補償等の責任。
- ③DALのWebサポートシステムに対する第三者の作為または不作為によるデータの破損、紛失、または第三者の不正アクセスによってお客様が被った損害または損失等の責任。
- ④お客様に付与されるDALのWebサポートシステムご利用のためのアカウント情報の不正使用により発生した損害賠償責任（かかる本サービスの利用はお客様自身の利用とみなし、その責任をお客様が負うものとします。）。

以上